

# 金文通解

## 矜簋

### 三 輪 健 介

キーワード 西周金文 册命 鄭邑 裁判の手數料

器銘 矜毀(①張光裕)・矜簋(④付強)

時代 西周中期前段(穆王・恭王期)(銘圖・銘圖續)

出土 不明

收藏 中國國家博物館(銘圖 5258)・某收藏家(銘圖續 478)

本器は現在のところ、全三件存在する。④付強によると、二〇〇四年、中國國家博物館に一件入蔵(銘圖著録。以下矜簋甲と稱す。銘文は蓋・器に存在)。某私人も一件收藏している(銘圖續著録。以下矜簋乙と稱す。銘文は蓋・器に存在)。それらとは別の一件(以下矜簋丙と稱す。銘文は器に存在)が二〇一八年、香港大唐國際藝術品拍賣有限公司春季オークションの高古青銅藝術特別興業で出品された(筆者注…このオークションでは本器は「殷簋」の名で出品されている)。大唐國際春季オークションの矜簋(以下、各研究者の説を引用する際、

人名、青銅器名等の名詞は引用元で使用されている文字で記述する)には蓋がなく、銹色も國家博物館と某私人の矜簋と同様ではない。オークションに出品されたものは日本關東の藏家收藏であり、三件の矜簋の銘文はいずれも同じである。國家博物館の矜簋は、前後して張光裕氏と朱鳳瀚氏の文章があり、張光裕氏が香港で見た矜簋は國家博物館入蔵のものである。

#### 著録

- ①張光裕(矜簋甲)
- ②朱鳳瀚(矜簋甲)
- ④付強(矜簋丙)
- 銘圖 5258(矜簋甲)
- 銘圖續 478(矜簋乙)

#### 考釋

- ①張光裕「讀新見西周矜簋銘文簡移」『古文字研究』第二十五輯、二〇〇四年)

②朱鳳瀚「西周金文中的「取徽」與相關諸問題」(『古文字與古代史』第一輯、二〇〇七年)

③高澤浩「一矜簋」(高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第四輯、出土地未詳編、研文出版、二〇一五年)

④付強「新見第三件矜簋銘文考釋」(二〇一八年五月十九日發表)

(<http://www.xianqin.org/blog/archives/10679.html>)

著録等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、二〇〇七年)

近出 劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集録』(中華書局、二〇〇二年)

新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編著『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)

銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)

銘圖續 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』(上海古籍出版社、二〇一六年)

通釋 白川靜『金文通釋』一〜七(白川靜著作集別卷、平凡社、二〇〇四〜二〇〇五年)

銘文選 馬承源主編『商周青銅器銘文選』(一)〜(四)(文物出版社、一九八六〜一九九〇年)

史徵 唐蘭『西周青銅器銘文分代史徵』(中華書局、一九八六年)

商周金文 王輝『中國古文字導讀 商周金文』(文物出版社、二〇〇六年)

二〇〇六年)

器制

矜簋甲 通高・口徑不明。銘圖續によると大きさは乙器とほぼ同じであるという。

矜簋乙 通高18cm、口徑19×19.5cm、腹深9cm、兩耳間27cm(銘圖續)

矜簋丙 通高12.5cm、口徑19cm(オークション)

重量は三器ともに不明。乙器と丙器の高さが異なるのは、丙器に蓋がないためであろう。

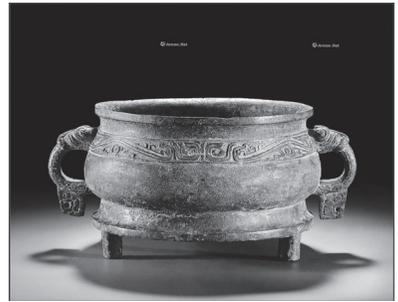
銘圖によると器體は低く、大きな口で首は細くなっている。下腹は外に膨れる。一對の獸首耳があり、耳の下部には方形の短珥がついている。蓋面は隆起し、上には圈状のつまみがある。圈足下には三本の短足を鑄造している。蓋の縁および頸部にはいずれも二對の垂冠回首夔龍紋を飾り、雲雷紋をうめている。



矜簋甲 (銘圖)



矜簋乙（銘圖續）



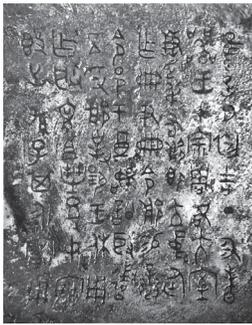
矜簋丙（オークション）

銘 8行63字（蓋・器同銘）

銘文

佳（唯）正月初吉丁丑、昧  
 馨（爽）、王才（在）宗周、各（格）大室、  
 𠄎（祭）弔（叔）右矜、即立（位）中廷、  
 乍（作）册尹册令（命）矜、易（賜）緡（纒）、  
 令邑于奠（鄭）、囀（訊）訟、取邈  
 五守（錡）、矜對揚王休、用  
 乍（作）朕（朕）文且（祖）豐中（仲）寶  
 毀、世孫子其永寶用

④付強には矜簋丙の銘文畫像が載っており、併せて参照。



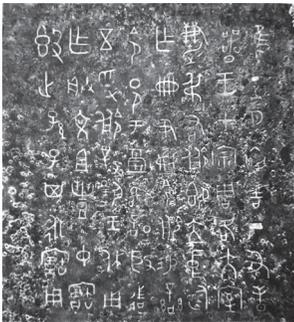
矜簋乙蓋銘畫像（銘圖續）



矜簋乙蓋銘（銘圖續）



矜簋甲蓋銘（②朱鳳翰）



矜簋乙器銘畫像（銘圖續）



矜簋乙器銘（銘圖續）



矜簋甲器銘（②朱鳳翰）

【考釋】

佳(唯) 正月初吉丁丑、昧嘗(爽)、王才(在) 宗周、各(格) 大室、**𠄎**(祭) 弔(叔) 右矜、即立(位) 中廷

「初吉」は諸説あるが、月の初めからの數日間もしくは10日間のことを指すと考えられている。「丁丑」の干支番號は14。

「昧嘗(爽)」は小孟鼎(集成2839・西周早期)と免簋(集成2740・西周中期)に見える。傳世文獻では、『尚書』周書・牧誓に「時甲子昧爽、王朝至于商郊牧野、乃誓。」<sup>時</sup>「時れ甲子の昧爽、王、朝に商郊の牧野に至り、乃ち誓ふ。」とある。その傳に「昧、冥、爽、明、早旦。」<sup>昧は冥、爽は明、早旦なり。</sup>とあるように、夜明け頃のことをいう。

「王才(在) 宗周」の「宗周」は周の都の一つで、一般的に鎬京を指すと考えられており、今の西安市長安縣灃河東岸斗門鎮一帯にあつたという(『商周金文』一五「大孟鼎」)。一方、現在の周原一帯を指すという説もある(角道亮介『西周王朝とその青銅器』六一書房、二〇一四年、一六一〜一七八頁参照)。

【**𠄎**】字について、②朱鳳翰は灃と釋して濂と讀み、西周金文中には濂公・濂仲・濂季の稱があり、濂氏の居地としては濂宮があるという。濂叔も當然濂氏宗族に屬し、濂氏の一支であつた。本銘に見えるその政治地位より、濂叔もその時代の濂公であつた可能性があることを指摘している。

④付強は**𠄎**(祭) 叔の**𠄎**字は李學勤氏に従い「祭」と釋すべきであると述べている。

その李學勤氏によると、厚趯方鼎(集成2730・西周早期)などに見える「**𠄎**」字は『歷代鐘鼎彝器款識法帖』と『續考古圖』に見え、その釋文では「慧」としており、隸定上は正確ではないとはいへ、「慧」に従うとすることは誤つてはいないという。兼字は二禾に従い、清代の徐同柏が「濂」と釋するのは字形上正しくない。「**𠄎**」字の上部は慧で、又形を取り去ると郭店楚簡の字(**𠄎**)の上部と同じであり、この字の下部は涉である。按ずるに涉の子音は禪母葉部で、ここでは慧の聲符である。字は慧で、郭店楚簡の縮衣の「**𠄎**公」が『禮記』縮衣では「葉公」となっており、また『逸周書』祭公では「祭公」となっているため、葉と祭とは疑いの關係にあるといへ、文獻の祭公の祭の本字に關係することは疑いないという(李學勤「釋郭店楚簡祭公之顧命」『文物』一九九八年第七期)。

【**𠄎**】字は他に銅鼎(集成2829・西周早期)(**𠄎**)・厚趯方鼎(集成2730・西周早期)(**𠄎**)・寧鼎(集成2740、2741・西周早期)(**𠄎**)に「**𠄎**公」の名が見え、令鼎(集成2803・西周早期)には「**𠄎**宮」、九年衛鼎(集成2831・西周中期)には「**𠄎**葬」・**𠄎**康官(帳夔(?)」の語が見える。本銘の字は厚趯方鼎の「**𠄎**」に近い。②朱鳳翰のように「灃(濂)」と釋す場合、この字の「兼」部分は手に下向きの「矢」を持つ形になっており、「兼」字が手に「禾」を持つ形となっているのとは異なる。李學勤氏の説に従い、「**𠄎**(祭)」と讀んでおく。

本器の作器者である「𠄎」(甲器銘文)は、①張光裕は左側が「并」に似ており、その右の従う所の形旁と「令」字は最も合うため、今暫く隸定して「𠄎」に作り「并」と讀むという。④付強は「𠄎」と隸定している。

文字の左側を「并」とするか「舟」とするかについて、「舟」字は七行目第二字の「𠄎」(朕)字の左側に見えており、この字と比較すると下部が曲がっているため、字形が若干異なっている。并伯甗(新收1351・西周早期)の「并」は「𠄎」と書かれ、一番上部の横線の繋がりの有無はあるが、字形が比較的近いため「并」と考え、「𠄎」と隸定しておく。

【𠄎】(祭) 𠄎(叔) 右𠄎、即立(位) 中廷」は、同様の事例が南宮柳鼎(集成2805・西周晚期)「武公有(右)南宮柳、即立(位)中廷」に見える。③高澤浩一は、「即立中廷」は通例では王が主格で、「各大室」に續いて「即立(位)」となり、そのあとに、佑者が受命者を導いて「入門、立中廷、北嚮」の順で書かれる。本銘では「即立中廷」と書かれており、通例と異なるため、立字を補って「濂(濂) 𠄎(叔)、𠄎を右(佑) 𠄎、立(位)に即き、中廷(に立つ)。」と讀むと考えている。

③高澤浩一では「立」字を補うと述べているが、小孟鼎(集成2839・西周早期)・師虎簋(集成4316・西周中期)等にも「即立中廷」と記されており、同様の事例は他にも見ることが出来る。ここでは「立」を「位」と讀み、「位に中廷に即く」と讀むべきであろう。

乍(作) 册尹册令(命) 𠄎、易(賜) 𠄎(𠄎)、令邑于奠(鄭)、𠄎(訊) 訟、取邀五辱(鈔)

「乍(作) 册尹」は、南宮柳鼎(集成2805・西周晚期)に「王乎(呼)乍(作) 册尹册令(命) 柳」【王、作册尹を呼び、柳に册命せしむ】、免簋(集成4240・西周中期)に「王受(授) 乍(作) 册尹者(書)、卑(俾) 册令(命) 免」【王、作册尹に書を授け、免に册命せしむ】とあるように、王命の傳達を擔當している。

「易(賜) 𠄎(𠄎)」の「𠄎」は「𠄎」・「𠄎」と讀む。「𠄎(𠄎) 旅(旂)」というように「旅(旂)」と共に記される事例が多いが、「𠄎(𠄎)」は他に望簋(集成4272・西周中期)・免簋(集成4026・西周中期)等に見える。林巳奈夫氏は、𠄎は和鸞の鸞で、馬車の衡につける鈴の類の意味があるという(林巳奈夫「先秦時代の旗」『史林』第四九卷第二號、一九六六年、同『中國古代車馬研究』臨川書店、二〇一八年所收)。

「令邑于奠(鄭)」について、①張光裕は、「邑于奠」は「奠」地を司る長をいうようであり、「鄭」をその封邑としたと考える。「奠」は地名で「鄭」に通じ、昔日、西周王畿付近にあったという。旅伯簋(旂伯簋)(銘圖547・西周中期前段)に見える「奠宮」は王が滞在するところで、王畿を離れること遠くはなく、位置は本銘の「奠邑」であろうとしている。

②朱鳳瀚は、『春秋左氏傳』(以下、『左傳』と略す) 隱公十一年・『詩經』大雅・崧高の二例(後述)を参照して本銘を見てみると、王が𠄎

に「邑于鄭」を命じたのは、矜に鄭地で新邑を建てさせた可能性があらうという。鄭地は今の陝西華縣東北の鄭を指し、この地は西周時期には非常に重要であり、故に金文中には「王在鄭」の記載が幾つか見える。邑をこの地に建てたのは、王室の重要な事情であり、故に王が自らこの事を擔當する官吏を選んだのであると指摘している。

③高澤浩一は、「邑」は邑（采邑・封邑・領地）を作る意味の動詞であり、「奠」は鄭（地名）であるという。

④付強は、「令邑于鄭」の意味は王が矜に命令して鄭の地方に都邑を建立させたと考える。そして、穆王時期に居るところの鄭宮の地は、『史記』秦本紀に記載する「徳公元年、初居壅城大鄭宮」【徳公元年、初めて壅城大鄭宮に居る。】で、秦徳公が西周穆王時に建てられた鄭宮の基礎の上に改建擴大を行ったために大鄭宮と呼ばれ、現在の陝西省寶鶏市鳳翔縣境内にあったという。

陳絜は「邑于奠」は「作邑于奠」あるいは「作邑長（邑人）于奠」と理解することが穩當である可能性があり、すなわち奠邑を司る意味であるとしている（陳絜「周代農村基層聚落初探——以西周金文資料爲中心的考察」朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』上海古籍出版社、二〇一一年）。

最初に「奠」について確認する。本銘の「奠」は地名の鄭のことであろう。鄭は傳世文獻では『古本竹書紀年』に「穆王元年、築祗宮于南鄭」【穆王元年、祗宮を南鄭に築く。】、「穆王以下都于西鄭」【穆王以下、西鄭に都す。】とあるように、穆王が都とした土地として伝えられている。また、金文においても大簋（集成4103・西周中期）等

に見える「王才（在）奠（鄭）」のように王が鄭にいたという以外にも、數例の記述を確認することができる。

宥鼎（集成2755・西周中期）

趙（遣）中（仲）令（命）宥鞫嗣奠（鄭）田

【遣仲、宥に命じて鄭の田を鞫嗣せしむ。】

免簠（集成4626・西周中期）

王才（在）周、令（命）免乍（作）嗣土、嗣奠（鄭）還徽（林）眾

吳（虞）眾牧

【王、周に在り。免に命じて嗣土と作し、鄭還の林と虞と牧とを嗣ついでにらしむ。】

旂伯簋（銘圖5147・西周中期前段）

王客（格）奠（鄭）宮

【王、鄭宮に格る。】

呂簋（銘圖5257・西周中期）

王啓（格）大室、册命呂、王曰若、更（賡）乃考鞫嗣奠（鄭）師氏

【王、大室に格り、呂に册命す。王若く曰はく、乃の考を賡つぎぎ鄭の師氏を鞫嗣せよ。】

懋尊（銘圖續791・西周中期前段）／懋卣（銘圖續800・西周中期前段）

穆王才（在）奠（鄭）、蔑（蔑）懋曆（歴）

【穆王、鄭に在り。懋の歴を蔑す。】

免簠には後の「縣」の前身であるとされる「還」が鄭に存在したことが記されている。呂盞に見える「鄭師氏」とは鄭に存在した軍隊のことであろう。懋尊／由には穆王が鄭にいたことが記されており、前述した『竹書紀年』のいう穆王と鄭との関係が分かる。

さらには、鄭には「奠（鄭）井（邢）弔（叔）康」（鄭井叔康錫集成 4400、4401・西周晚期）・「奠（鄭）號中（仲）」（鄭號仲鼎、集成 2599・西周晚期）・「奠（鄭）義白（伯）」（鄭義伯盥、集成 4391・西周晚期）等のように、井（邢）や號・義等といった氏族の分族が存在したことが分かる。松井嘉徳氏はこのような分族について考察し、例えば鄭井・咸井・豊井という二文字からなる「氏族」名は、井氏から分節された分族として、鄭・咸・豊といった地名を冠して「地域化」し、その「家」を複数地に分散させていたと評價できるだろうとしている（松井嘉徳「第三部第二章 分節する氏族」『周代國制の研究』汲古書院、二〇〇二年、二〇八～二五二頁参照）。

先に挙げた王の直轄地（還）が存在するという免簠の記述や鄭には氏族の分族が存在したということから、鄭には王の直轄地と臣下の采邑が混在していたことが分かる。

「奠（鄭）」が地名であるとすると、動詞として使われる「邑」とはどのような意味であろうか。本銘のように「邑」を動詞として使う例は、金文では他に確認することができない。傳世文獻では朱鳳瀚氏が

『左傳』と『詩經』の事例を挙げているが、他に『孟子』にも事例がある。

『左傳』隱公十一年

【鄭伯】曰……吾先君新邑於此……

【鄭伯】曰はく……吾が先君、新たに此に邑す。……】

『詩經』大雅・崧高

亶亶申伯、王纘之事、于邑于謝、南國是式

【亶亶たる申伯、王、之が事を纘がしむ。于きて謝に邑し、南國是れ式たらしむ。】

『孟子』梁惠王下

去邠、踰梁山、邑于岐山之下居焉

【邠を去り、梁山を踰え、岐山の下に邑して居る。】

以上に挙げた「邑」は「邑を作る」意で用いられている。

殷周時代の邑の構造について、松丸道雄氏は殷周時代におけるもっとも基本的な國家構造は大邑―族邑―屬邑という累層的關係であると考える（松丸道雄「殷周國家の構造」『岩波講座世界歴史』四、岩波書店、一九七〇年）。林澧氏は、人々が居住する邑は中心邑である都とそこに從屬する多數の鄙に分化し、一つの都鄙を構成したと考えている（林澧「關於中國早期國家形式的幾個問題」『林澧學術文集』中

國大百科全書出版社、一九九八年)。いずれの説も中心となる邑があり、その周邊に多くの小邑が從屬するかたちをとるものとされている。

鄭にも中心邑があり、その周邊に多數の鄙邑が從屬すると考えると、矜は鄭の鄙に新たに邑を作ったと思われる。鄭に作られた邑が王の直轄地であるのか、矜が采邑として與えられたのかについては、王が矜に邑を賜るといった記述がなく、下文で「囘(訊)訟」というように矜が王に裁判の擔當を命ぜられていることから、この新邑は王の直轄地であり、矜はその邑の管理も併せて行った可能性が高い。

「囘(訊)訟」について、①張光裕は、本銘が「訊訟」と稱するのは「矜」が時王により訴訟事件中の尋問を擔當する責任に册命されたと考えている。

②朱鳳瀚は、「訊」は考問(問いただす)の意、「訟」は獄訟・訟争で、「訊訟」は獄訟の審理の事であるという。當時の獄訟の類の事務を専門的に司り治める機構が無い状況下において、「訊訟」(獄訟)を司ることは比較的下部の軍事あるいは行政官吏が負擔する必要があった。矜が建邑の後に實際にこの新邑の行政長官を擔當する必要があり、故に必然的に訴訟案件を司り治める職責を負う必要があったことを指摘している。

「訊」は『説文』に「訊、問也」といい、「訟」は『説文』に「訟、争也」というように、「訊訟」は裁判のことをいう。伊藤道治氏は、「訊訟」(訟を訊す)、「訊訟罰」(訟罰を訊す)といわれるものは、刑事訴訟・裁判ではなく、民事的とも言うことができるような當事者間の訴訟・裁判の性格が強かったとすることができるといふ(伊藤道治『中

國古代國家の支配構造―西周封建制度と金文』中央公論社、一九八七年「第五章 裁判の意味するもの」)。

「取邈五守(鈔)」は事例が數例存在するが、二文字目「𠄎」字と四文字目「𠄎」字については隸定に定説がない。次にこれらの文字の隸定について各説を確認してみる。

「𠄎」字について、馬承源氏に專論(馬承源「説𠄎」『古文字研究』第十二輯、中華書局、一九八五年)がある。氏は初めにこの字の各家の解釋を紹介する。すなわち、

一、「遺」(孫詒讓説)

二、「𠄎」(強開運説)

三、「𠄎」(丁山説)

四、金屬貨幣の専用字で、釋すことはできない(郭沫若説)

の四説で、他にも債・幣・賦・貝・帛等と讀む説があるという。「𠄎」と釋すのが多數の意見であるというが、すべて正しくないとしている。そして、この問題を解決する助けとなるのが、一九七八年四月に陝西武功縣出土の楚篋であり、その銘文ではこの字は遺あるいは債に作らず、邈に作る。遺と債の讀音は、邈と同じであるか或いは近い。楚篋の邈字は邈に従い邈聲である。貴字は貝と星に従い、星は聲符である。よって貴の従うところの星は楚篋の邈字の従うところの邈字であると斷定することができるとしている。貴字は貝に従い邈に従うことから、𠄎字であると考えている。

一方、②朱鳳翰はこの字を「徽」と読むことを否定する馬承源氏に同意する。しかし、馬承源氏が討論する「貴」字の貝より上の部分（宀）をみな宀字であると認めることは、厳密ではないという。「貴」字は、「從宀、貝會意、宀亦聲」であると認めることができ、この字の讀音は宀と同じ「宀」音であるが、貝を加えることに宀（瑞）字ではなく、瑞は玉名で、再び「貝」符を加えることはできない。よって貝を加えることは、一つの獨立した字義の字である。漢字古文字の造字の習慣では、玉・貝はみな財産・財富を象徴し、よって宀音の「貴」字は資財を表示する字で、決して玉あるいは貝を指すのではないという。名詞としての時は資財・財産を字義とする。本器のこの字を「遯（徽）」と釋している。

「遯」はどのように讀むべきか未だ定説がないため、字形のまま「遯」と隸定しておく。なお、本器において「口」形となっている部分は、他器の事例では「貝」となっているため、ここでは「貝」としている。また、この字は「遺」「饋」「貴」「遯」というように字形が數種類存在する（下圖参照）。

「遯」は留鼎（集成 2838・西周中期）に「用<sup>遯</sup>（饋）征（誕）賣（賈）絲（茲）五夫、用百守（鈔）」（饋を用て誕に茲の五夫を賈ふに、百鈔を用ふ。）とあるように「五夫」を買うことに用いられており、代價としての判断基準となるものでもあった。本器の場合の「遯」は貝や銅等、具體的には何を指しているのかは不明であるが、一定の價値の有る物であろうと思われる。

徽  
遯  
遯  
饋  
遺  
遺  
貴  
遯

A < 觥 簋 > 蓋  
B < 觥 簋 > 器， < 親 簋 > 同  
C < 矜 簋 >  
D < 載 簋 >  
E < 趙 簋 >， < 番 生 簋 蓋 > 同  
F < 揚 簋 >  
G < 毛 公 鼎 >  
H < 楚 簋 >

②朱鳳翰 198 頁



吮簋（賈簋）（銘圖 5386・西周中期後段）

「**守**」・「**爰**」と隸定され、それぞれ「**鈔**」・「**緩**」と關聯付けて解釋されてきた。松丸道雄氏はこれを否定し「**受**」と讀む。西周時代の**一受**とは、約一〇〇〇gと算出できるといふ。重量單位**受**は、西周前期には絲や貝の計量のために、中・後期では**臚**の計量のために用いられることが多かったことも指摘している（松丸道雄「西周時代の重量單位」『東洋文化研究所紀要』第百十七冊、一九九二年）。ここでは①張光裕と②朱鳳瀚に従い「**守**（**鈔**）」としておく。

以上と関連して、「**取遺**〔數字〕**守**（**鈔**）」とは何かという問題が出てくる。

松丸道雄氏は「**受**」の解釋に引き続き、金文中の「**取臚**〔**受**〕」とは、裁判において、訴人ないし敗訴者から徴收する權限を王（王室）が與えたものではなく、王（ないし王室）側から下賜されたものであり、「（王は某に）**臚**〔**受**を取らしむ〕」と讀むべきであるという。「**取臚**〔**受**〕」は裁判に關わる事例以外にも、いづれも本務外の兼務に對する給付と解することができ、臨時の特命のような性格を帯びた職務と考へうるかもしれない。そうであれば、裁判關係の事例は、おそらく一裁判を擔當することに、王府より支拂われる手當のような性格のものであり、他例は、一回限りの支給ではあるまいかと推測している（松丸道雄前掲論文）。

白川靜氏は、**臚**は**臚**訟で、理官として訟事を聽くことをいふと考へる。揚戩等に見える「**取遺**五**守**」はその職務俸に當たり、**取遺**はまた兼官に對しても與えられる。**遺**は徴にして稅收の意で、それを報償として與えるのであるといふ（『通釋』一三二、揚戩）。

①張光裕は冊命賞賜中に稱する「**取徵**X**守**」というのは、當然時王の指令であり、すでに冊命を受けた者に命じ、**臚**訟の審理の責任を負せたことであるといふ。

②朱鳳瀚は、受冊命貴族の「**取徵**」は朝廷より取得してその職務と相應する固定の俸祿であるといふ見解が比較的合理的であるといふ。

⑤高澤浩一は、**守**は**緩**で、**金**（**銅**）の分量を示す量詞で、職務に對する對價の意味を持っているといふ。行政と司法が分離していなかった時代のことを考へると、どちらが本職でどちらが兼職かを區別したい。鄭の行政權と司法權とを合わせた俸祿として五**緩**を當てたのか追加した職務に見合った俸祿として與えたのか、どちらにも解しうるようであるといふ。

本器の「**臚**（**訊**）訟、**取遺**五**守**（**鈔**）」と同様または類似した銘文は次のものがある。

臚墓（集成4215・西周晚期）

……王曰、臚、命女（汝）嗣成周里人眾者（諸）侯・大亞、**臚**（**訊**）訟罰、**取遺**五**守**（**鈔**）、易（賜）女（汝）尸（夷）臣十家、用事、……

【……王曰はく、**臚**よ、汝に命じて成周の里人と諸侯・大亞とを**嗣**らしむ。訟罰を**訊**ひ、**遺**五**鈔**を取れ。汝に夷臣十家を賜ふ。用て事へよ、と。……】

揚戩（集成4294・4295・西周晚期）

……王若曰、揚、乍(作)嗣工、官嗣量田佃(甸)眾嗣应(居)眾  
嗣芻眾嗣寇眾嗣工司(事)、易(賜)女(汝)赤昧(環)市・繚(變)  
旂、唼(訊)訟、取遺五守(鈔)、……

【……王若く曰はく、揚よ、嗣工と作りて、量田の甸と嗣居と嗣芻  
と嗣寇と嗣工の事を官嗣せよ。汝に赤環市・變旂を賜ふ。訟を訊ひ、  
遺五鈔を取れ、と。……】

吮簋(峻簋)(銘圖E386・西周中期後段)

……王乎(呼)乍(作)册尹册命吮(峻)曰、……今余佳(唯)鬪  
(申)先王命、女(汝)執嗣西扁(偏)嗣徒、唼(訊)訟、取積十  
守(鈔)……

【……王、作册尹を呼びて峻に册命せしめて曰はく、……今、余唯  
れ先王の命を申ね、汝に西偏嗣徒を執嗣せしむ。訟を訊ひ、積十鈔  
を取れ。……】

「唼(訊)訟罰、取遺五守(鈔)」「唼(訊)訟、取遺五守(鈔)」  
などということから、以上の事例はいずれも裁判費用のことを指して  
いると考えられる。一方、「訊」の後に「訟」以外の言葉が続くこと  
もある。

趯簋(集成4266・西周中期)

……王若曰、趯、命女(汝)乍(作)繹(幽)自(師)冢嗣馬、啻  
(嫡)官僕・射・士、唼(訊)小大又(右)旻(隣)、取遺五守(鈔)、

易(賜)女(汝)赤市・幽亢(衡)・繚(變)旂、用事、……

【……王若く曰はく、趯よ、汝に命じて幽師の冢嗣馬と作し、僕・射・  
士を嫡官せしむ。小大右旻を訊ひ、遺五鈔を取れ。汝に赤市・幽衡・  
變旂を賜ふ。用て事へよ、と。……】

牧簋(集成4263・西周中期)

……王曰、牧、女(汝)母敢(弗帥)先王乍(作)明井(型)用、  
季(于)乃唼(訊)庶右旻(隣)、母敢不明不中不井(型)、乃毋(貫)  
政事、母敢不尹其不中不井(型)、今余佳(唯)鬪(申)寮(就)  
乃命、易(賜)女(汝)鬻(拒)鬻一亩・金車・奉(賁)較(較)・  
畫轄・朱鏡(鞞)鬻(鞞)斲(斲)・虎官(幘)熏(纁)裏・旂・  
余(駮)〔馬〕四匹、取〔遺〕□守(鈔)……

【……王曰はく、牧よ、敢へて先王の作りし明型に帥したがひ用ひざ  
ること母かれ。乃に于いては庶右旻を訊ふには、敢へて明らかなら  
ざること中ひとからざること型らざること母かれ。乃、政事を貫すべる  
には、敢へて尹たさざること其れ中ひとからざること型らざること母か  
れ。今、余唯れ乃の命を申就し、汝に拒鬻一亩・金車・賁較・畫轄・  
朱鞞鞞斲・虎幘纁裏・旂・駮〔馬〕四匹を賜ふ。〔遺〕□鈔を取れ。  
……】

親簋(銘圖E362・西周中期前段)

……王乎(呼)乍(作)册尹鬪(申)令(命)親曰、更(賡)乃且  
(祖)服、乍(作)冢嗣馬、女(汝)廼諫唼(訊)有旻(隣)、取遺

十守（錡）、易（賜）女（汝）赤市・幽黃（衡）・金車・金勒・旂  
 ……  
 【……王、作册尹を呼び申ねて親に命じて曰はく、乃の祖の服を廢ぎ、冢嗣馬と作れ。汝廼ち有隣を諫したがし訊ひ、遷十錡を取れ。汝に赤市・幽衡・金車・金勒・旂を賜ふ。……】

馬越靖史氏は、矜篋の「嚙（訊）小大又（右）隣（隣）」とは「多くの輔弼の近臣の不正を取り調べる」という意で、牧篋は「多くの輔弼の近臣の不正を取り調べる際に、公平でなかったり先例に則らなかつたりしてはならない」という意であると推測している（馬越靖史「四十三年遷鼎」『漢字學研究』第四號、二〇一六年）。これらの事例は不正の有無を調べることをいうようである。  
 さらには「訊」とは記されない次のような事例もある。

毛公鼎（集成 3871・西周晚期）

……王曰、父唐、已、曰彼（及）茲卿事寮大史寮于父即尹、命女（汝）  
 執嗣公族、聿（與）參有嗣、小子・師氏・虎臣、聿（與）朕褻事、  
 曰（以）乃族干（捍）吾（禦）王身、取責卅（三十）守（錡）、易（賜）  
 女（汝）鬻（秬）鬻一亩……  
 【……王曰はく、父唐よ、已、曰に茲の卿事寮・大史寮に及びては父に于いて尹に即け。汝に命じて公族と參有嗣と、小子・師氏・虎臣と、朕が褻事とを執嗣し、乃の族を以て王身を捍禦せよ。責三十錡を取れ。汝に秬鬻一亩……を賜ふ。……】

楚篋（集成 4246<sup>+</sup> 4247<sup>+</sup> 4248<sup>+</sup> 4249<sup>+</sup>・西周晚期）  
 ……内史尹氏册命楚、赤（環）市・織（纒）旂、取遺五守（錡）、  
 嗣荈鬻（鄙）官・内師・舟……  
 【……内史尹氏、楚を册命するに、赤環市・纒旂もてし、遺五錡を取り、荈の鄙・官・内師・舟を嗣らしむ。……】

戠篋（集成 4255・西周晚期）  
 ……王曰、戠、令（命）女（汝）乍（作）嗣土、官嗣藉（藉）田、  
 易（賜）女（汝）戠（織）衣・赤（環）市・織（纒）旂・楚走馬、  
 取債五守（錡）、用事……  
 【……王曰はく、戠よ、汝に命じて嗣土と作し、藉田を官嗣せしむ。汝に織衣・赤環市・纒旂・楚走馬を賜ふ。債五錡を取れ。用て事へよ、と。……】

番生篋蓋（集成 4326・西周晚期）

……王令（命）執嗣公族・卿事・大史寮、取遺廿守（錡）、易（賜）  
 朱市……  
 【王、命じて公族・卿事・大史寮を執嗣し、遺廿錡を取れ。朱市……を賜ふ。……】  
 「取遺〔數字〕守（錡）」の兼官に對する職務俸であるという説や、その職務と相應する固定の俸祿であるという説は、毛公鼎以下の事例から推測されたものであろう。

それでは、「取」とは誰から「遺」を取るものであろうか。次に「取」字の金文における字義を確認してみる。ここでは「取遺〔數字〕守〔錡〕」以外の事例を挙げる。

大鼎 (集成 2806、2807、2808・西周中期)

……王召走馬雁、令取誰(騶) 隴卅二匹易(賜) 大……  
【……王、走馬雁を召し、騶隴卅二匹を取らしめて大に賜ふ。……】

九年衛鼎 (集成 2831・西周中期)

佳(唯) 九年正月既死霸庚辰、王才(在) 周駒宮、各(格) 廟、眉  
虞(敖) 者膚卓吏(使) 見于王、王大齋、矩取省(省) 車・較(較)・  
奉(賁) 函(鞞)・虎官(幘)・糸(蔡) 律(幘)・畫轉・更(較)  
師(席) 鞞・帛纒(總) 乘・金庶(鑣) 鏹(鏹)、舍矩姜帛三兩、  
廼舍裘衞林替里、馭罕(厥) 佳(唯) 顔林……

【唯れ九年正月既死霸庚辰、王、周の駒宮に在り。廟に格る。眉敖の者膚卓の使、王に見ゆ。王、大いに齋す。矩、省車・較・賁鞞・虎幘・蔡幘・畫轉・鞞席鞞・帛纒乘・金鏹鏹を取る。矩姜に帛三兩を舍ふ。廼ち裘衞に林替里を舍ふ。厥れ唯れ顔林に馭ふ。……】

卯簋蓋 (集成 4327・西周中期)

……爰(榮) 白(伯) 乎(呼) 令(命) 卯曰、截(載) 乃先且(祖) 考死(尸) 嗣爰(榮) 公室、昔乃且(祖) 亦既令(命)、乃父死(尸) 嗣爰人、不盍(淑)、守(取) 我家窶(朱)、用喪……

【……榮伯、呼びて卯に命じて曰はく、載め乃の先祖考、榮公の室を尸嗣す。昔、乃の祖も亦た既に命ぜられ、乃の父も爰人を尸嗣す。不淑なりしとき、我が家の朱を取り、用て喪せしむ。……】

駒父盥蓋 (集成 4164・西周晚期)

唯王十又八年正月、南仲邦父命駒父段(即) 南者(諸) 侯、達(率) 高父見南淮戸(夷)、罕(厥) 取罕(厥) 服、莖(謹) 尸(夷) 俗……

【唯れ王の十又八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に即き、高父を率ゐて南淮夷を見しむ。厥れ厥の服を取り、夷の俗を謹む。……】

三年衛盃 (集成 3756・西周中期)

佳(唯) 三年三月既生霸壬寅、王甬(稱) 旂于豐、矩白(伯) 庶人取莖(瑾) 章(璋) 于裘衞、才(財) 八十朋、罕(厥) 貯、其舍田十田、矩或(又) 取赤虎(琥) 兩・慶奉(幘) 兩・奉(賁) 鞞(鈴) 一、才(財) 廿朋、其舍田三田、裘衞廼斃(矢) 告于白(伯) 邑父・爰(榮) 白(伯)・定白(伯)・隰白(伯)・單白(伯)……

【唯れ三年三月既生霸壬寅、王、旂を豊に稱ぐ。矩伯の庶人、瑾璋を裘衞に取る。財は八十朋。厥の貯、其れ田十田を舍ふ。矩、又た赤琥兩・慶幘兩・賁鞞一を取る。財は廿朋。其れ田三田を舍ふ。裘衞廼ち矢ひて伯邑父・榮伯・定伯・隰伯・單伯に告ぐ。……】

柞伯簋（新收76・西周早期）

隹（唯）八月，辰才（在）庚申，王大射，才（在）周……王曰、小子小臣、敬又（有）夫、隻（獲）則取、柞白（伯）十每（稱）弓、無灋（廢）矢、王則弁柞白（伯）赤金十反（鉞）……

【唯れ八月、辰は庚申に在り。王大射す。周に在り。……王曰はく、小子小臣よ、敬みて夫有り。獲たれば則ち取れ、と。柞伯十稱弓して、廢矢無し。王則ち柞伯に赤金十鉞を弁ふ。……】

吳虎鼎（新收709・西周晚期／近出364・西周晚期）

……王令（命）善（膳）夫豊生・嗣工離（雍）毅離（申）刺（厲）王令（命）、取吳益舊疆（疆）、付吳虎、卒（厥）北疆（疆）宮人眾疆（疆）、卒（厥）東疆（疆）官人眾疆（疆）、卒（厥）南疆（疆）單人眾疆（疆）、卒（厥）西疆（疆）荅姜眾疆（疆）……  
 【……王、膳夫豊生・嗣工雍毅に命ず。厲王の命を申ね、吳益の舊疆を取り、吳虎に付せ、と。厥の北疆は宮人眾に疆し、厥の東疆は官人眾に疆し、厥の南疆は單人眾に疆し、厥の西疆は荅姜眾に疆す。……】

伊藤道治氏は、「取」という文字は単に手に入れるという意味で使用される文字ではなく、上位のものが下位のものから強制的に入手するという意味で使用される文字であるという（伊藤道治前掲書306頁）。

ここに挙げた事例のうち卯簋蓋と柞伯簋は強制的に「取った」とは考えにくく、伊藤氏の説には例外もある。しかし強制的の有無に関わらず上記の事例は全て「取る」義で問題なく解釋できる。よって、松丸

氏のように王（ないし王室）側から下賜されたものである考えることは難しい。「取遺〔數字〕罍（罍）」とは、王から與えられる兼官に對する職務俸や職務と相應する固定の俸祿ではなく、少なくとも「噬（訊）」の記述のあるものは裁判の當事者から遺を「取」るものと思われる。儲匱（集成10285・西周晚期）には「罰女（汝）三百罍（罍）」【汝に三百罍を罰す。】とあり、裁判の結果として「三百罍」を罰として拂うことを命じられているため、本器銘文の「五罍（罍）」よりもかなり大きな數字となっている。そうすると、「噬（訊）訟、取遺五罍（罍）」は、裁判を行う際の手數料であると思われる。「噬（訊）」の記述のない毛公鼎等の事例も王ではなく他の者より遺を「取」ったと思われることから、現状ではそれらも裁判の手數料のことを指している可能性が高い。「取遺〔數字〕罍（罍）」の「數字」部分が五の倍數で異なっているのは、裁判を主體的に擔當する者の地位により手數料も異なったのかも知れない。

矜對揚王休、用乍（作）𠄎（朕）文且（祖）豐中（仲）寶段、世孫子其永寶用

「世孫子其永寶用」は、寧簋蓋（集成4021、4022・西周早期）に「世孫子寶」、師遽簋蓋（集成4214・西周中期）・伯作蔡姬尊（集成5299・西周中期）等に「世孫子永寶」とある。他の事例では「世」字が無いことが多い。

王の恩寵に感謝して本器を作り、子孫も永く寶とせよということ

述べている。

### 訓讀

唯れ正月初吉丁丑、味爽、王、宗周に在り。大室に格る。祭叔、矜を右けて、位に中廷に即く。作册尹、矜に册命し、鑾を賜ひ、鄭に邑せしむ。訟を訊ひ、遯五錡を取れ、と。矜、王の休に對揚して、用て朕が文祖豊仲の寶段を作る。世よ孫子其れ永く寶用せよ。

### 現代語譯

正月初吉丁丑の日の夜明け、王は宗周におられた。「王は」大室に至った。祭叔は矜をたすけて、中廷で所定の位置についた。作册尹は矜に册命して、鑾を賜ひ、鄭に邑を作らせて「そこを管理させた」。訴訟のことを聞き、「裁判の手数料として」遯五錡を取れ、と「述べた」。矜は王の恩寵に感謝して、我が文祖豊仲の寶段を作った。世々孫子は永く寶として用いよ。

### 【参考】

本器銘文と類似したものとして穀甗銘文が挙げられる。しかし、この穀甗は所在や器影等一切が不明で、劉體智『小校經閣金文拓本』にのみ著録されている。羅福頤「小校經閣金文偽銘録目」(『古文字研究』第十一輯、中華書局、一九八五年)では偽銘として取り上げられており、集成・銘圖等においても収録されていない。偽銘のおそれのある穀甗であるが、松丸道雄氏は、

一、「取遺□爰」の第二字は、楚段以外ではいずれも貝に従う文字になっているが、この字のみは楚段の邊に似ており、もし偽作であるなら、楚段出土以前の段階でこの字を用いている。

二、銘拓を子細に観察すると、末行首字の右下にスペーサーらしきものがあり、スペーサーの嵌入される場所としては、最適の位置であり、このことからすれば西周期の鑄銘ということになる。

の二点を挙げ、必ずしも偽銘とは断じがたいので今後の検討に残しておくという(松丸道雄前掲論文)。

また、②朱鳳瀚と陳絜前掲論文も参考として穀甗銘文を紹介しているため、本稿でもここに紹介しておくことにする。

穀甗(小校經閣金文拓本 3:98)

唯三月初吉戊寅、王才(在)宗周、王易(賜)穀赤市・幽黃、用□(事?)、邑于奠(鄭)□□(訟?)有隣(隣)、取遯十守(錡)、穀對揚王休、子孫永寶

(岡山大學大學院社會文化科學研究科客員研究員・立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)



陳絜「周代農村基層聚落初探」(前掲論文)

